

令和 6 年第 6 回

東大和市農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 2 6 日

東大和市中央公民館 2 0 1 学習室

東大和市農業委員会

令和6年第6回東大和市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年6月26日（水）午後2時00分

場 所 東大和市中心公民館201学習室

招 集 者 東大和市農業委員会 会長 岩 田 高 雄

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会長諸報告について

日程第3 報告第16号 農地法第3条の規定による届出について

日程第4 報告第17号 農地法第4条の規定による届出について

日程第5 報告第18号 農地法第5条の規定による届出について

日程第6 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願
いについて

日程第7 議案第11号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行って
いる旨の証明願いについて

日程第8 議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
いについて

出席委員（15名）

1 番 原 章 記	2 番 和 地 毅
3 番 橋 本 訓 夫	4 番 小 林 由美子
5 番 杉 本 実	6 番 栗 原 勇
7 番 町 田 悦 郎	8 番 内 野 雄 文
9 番 真 野 春 男	10 番 橋 本 翔 吾
11 番 内 野 博 司	12 番 大 熊 和 春
13 番 岩 田 高 雄	14 番 内 野 純 子
15 番 西 川 慶 子	

欠席委員 なし

出席した職員

係 長 小 川 圭

(午後 2時00分)

係 長 定刻となりました。

会議の前に本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、15名全員のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望はありません。

以上でございます。

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。

昨年より14日程遅れて梅雨入りとなり、毎日蒸し暑い日が続いております。

夏野菜も収穫真っ盛りの時期となり、忙しい日が続いていることと思います。また、雨が降ったり夏晴れの日があつたりの天候で、雑草も勢いよく伸び、農作業にはご苦労が多い時期かとも思います。熱中症等に十分気を付けて作業をしていただきたいと思います。

さて、今年の産業まつりについては、先日の会議で11月2日、3日、4日に決まりました。皆様方におかれましては、予定に入れていただきますようお願いいたします。

この夏も昨年に続き高温が続くと長期予報がでており、産業まつりに向けて秋野菜の作付けと栽培は大変かと思いますが、皆様の経験と技術をもって、たくさん収穫出来るよう願っております。

以上です。

◎開 会

議 長 ただいまより令和6年第6回定例総会を開催いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

小川係長。

係 長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第8までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第２、会長諸報告を行います。

日程第３、報告第１６号 農地法第３条の規定による届出３件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第４、報告第１７号 農地法第４条の規定による届出１件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第５、報告第１８号 農地法第５条の規定による届出４件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第６、議案第１０号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願い２件についてご審議いただきます。

日程第７、議案第１１号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い２件についてご審議いただきます。

日程第８、議案第１２号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い１件についてご審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議長 それでは、日程に入ります。

日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、１１番、内野博司委員、１２番、大熊和春委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議長 続いて、日程第２、会長諸報告を行います。

５月２７日は、東京都農業会議で、東京都農業経営者クラブの理事会が行われ出席して参りました。

５月２９日は、文京シビックホールにて全国農業会議所主催による全国農業委員会会長大会が行われ出席して参りました。当日会議途中に農業憲法である食料・農業・農村基本法が参議院にて可決成立いたしました。

同日の午後２時から、衆議院第一議員会館において農業委員会の理事２０名と東京都選出

の自民党国会議員と意見交換会を行いました。

昨年の１２月の意見交換会において、今後はテーマを絞って意見を交わそうと決め、今回は相続税について議論をいたしました。

昨年の意見交換会において、当地区選出の木原誠二議員から相続税については、内容がかなり複雑であるので、個別の中身について暫く議論を続けていこうということになりました。

例をあげれば、東京都の農業者の相続税を１００としたとき、大阪圏が約５０、名古屋圏が３０くらい、その他の県は１０程度と大きな格差があります。このように東京だけが地価が高く、従って相続税が高くなっています。東京都の農業の継続のためには、これを抑えるよう国に対して提案しているところです。

６月３日は、産業まつりの実行委員会が開催され日程が確定しました。

６月１８日は、東京都農業会議の会議があり、第１３５回通常総会、事業推進協議会、理事会、常設審議委員会、活動検討委員会などを含め７つの会議がありました。

農業部門の理事会においては、理事、常設審議委員の任期が６月１７日で満了しましたが、私自身再任されました。

６月１９日は、農業経営者クラブの第５４回総会が開催されました。

６月２０日は、現地調査に同行し、納税猶予の適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについての現地確認を行いました。

以上で報告を終わります。

◎報告第１６号

議長 続きまして、日程第３、報告第１６号 農地法第３条の規定による届出３件について専決処理をいたしておりますので報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係長 報告第１６号 農地法第３条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。

朗読いたします。

報告第１６号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理状況について

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和６年６月２６日、東大和市農業委員長 岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第16号 農地法第3条の規定による届出3件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第16号 農地法第3条の事案については、書類が整っておりますので受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 長 特にないので、報告を終了いたします。

◎報告第17号

議長 長 続きまして、日程第4、報告第17号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係長 報告第17号 農地法第4条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。

朗読いたします。

報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年6月26日、東大和市農業委員長 岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第17号 農地法第4条の規定による届出1件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第17号 農地法第4条の事案については、書類が整っておりますので受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 長 特にないので、報告を終了いたします。

◎報告第18号

議長 続きまして、日程第5、報告第18号 農地法第5条の規定による届出4件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係長 報告第18号 農地法第5条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。

朗読いたします。

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年6月26日、東大和市農業委員長 岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第18号 農地法第5条の規定による届出4件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 朗読及び説明をいたしました。

報告第18号 農地法第5条の事案については、書類が整っておりますので受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第10号

議長 続きまして、日程第6、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願い2件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係長 それでは、議案第10号につきまして、朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願いについて。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることについて農業委員会の意見を求める。

令和6年6月26日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請番号1は、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の夫であります。

特例適用農地は、奈良橋3丁目にごございます畑2筆で合計面積は、912.08㎡となっております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください

現地調査当日は、申請者本人が都合で立ち会えないことから岩田会長、杉本農地部会長、栗原委員、事務局が現地調査を行いました。

畑ではジャガイモ、タマネギ、サトイモ、お茶を栽培していることを確認いたしました。

次に、申請番号2につきましては、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の子であります。

特例適用農地は、向原1丁目と狭山2丁目にごございます畑2筆で、合計面積は1,024㎡となっております。

次のページは、①の位置図、裏面は公図の写しであります。次のページは、②の位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者本人の立会いの下、岩田会長、杉本農地部会長、栗原委員、事務局が現地調査を行いました。

①の筆では、シソ、オクラ、ヒマワリ、トウモロコシ、ミカン、イチジクを栽培していることを確認いたしました。

②の筆では、アスパラガス、ズッキーニ、トマト、ナス、キュウリ、ピーマン、カキ、キウイ、ブドウ、落花生を栽培していることを確認いたしました。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願2件についてご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議長 朗読および説明をいたしました。

それでは申請番号1について審議いたします。

生前被相続人が農業経営を行っており、引き続き相続人が農業経営を続けていく適格者であるか、また申請のあった農地が特例適用を受けるのに適しているかを判断するものです。

地区担当員から被相続人の農業従事の状態について報告を求めます。

奈良橋地区担当委員大熊和春委員を指名します。

大熊委員 それでは、ご報告いたします。

被相続人については、生前、農業に従事していたことをご報告いたします。

以上でございます。

議 長 ご報告をいただきました。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないので、採決いたします。

申請番号1について適格者と認定し、適格者証明を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議 長 全会一致。

よって、相続税の納税猶予に関する適格者証明を発行することに決定いたします。

議 長 続きまして申請番号2についてご審議いただきます。

生前被相続人が農業経営を行っており、引き続き相続人が農業経営を続けていく適格者であるか、また申請のあった農地が特例適用を受けるのに適しているかを判断するものです。

地区担当員から被相続人の農業従事の状態について報告を求めます。

狭山地区担当委員、真野春男委員。

真野委員 それでは報告いたします。

被相続人については、生前、農業に従事していたことをご報告いたします。

以上でございます。

議 長 ご報告をいただきました

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないので、採決いたします。

申請番号2について適格者と認定し、適格者証明を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議 長 全会一致。

よって、相続税の納税猶予に関する適格者証明を発行することに決定いたします。

◎議案第11号

議 長 続きまして、日程第7、議案第11号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い2件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係 長 それでは、議案第11号につきまして朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第11号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることについて農業委員会の意見を求める。

令和6年6月26日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

まず、申請番号1番についてですが、申請者は相続人欄に記載されておりますとおりで、被相続人の子であります。特例適用農地につきましては、仲原3丁目にごございます畑4筆で、面積は合わせて1,358㎡となっております。

次ページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次ページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、ご本人が立ち会えないことから岩田会長、杉本農地部会長、栗原委員、事務局が現地調査を行いました。

現在、①から④すべての筆でお茶を栽培していることを確認いたしました。

続きまして、申請番号2につきましては、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の妻であります。

特例適用農地は、立野4丁目にごございます畑9筆で面積の合計は、8,020.80㎡となっております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者の子の立会いのもと、岩田会長、杉本農地部会長、栗原委員、事務局が現地調査を行いました。

現在①から⑨の筆では、サツキツツジ、オオムラサキツツジ、ベニバナツツジを栽培していることを確認いたしました。

以上、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い2件について、ご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議長 朗読及び説明いたしました。

本事案は、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。それでは、審議いたします。

まず、申請番号1について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議長 全会一致。

全会一致。よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、発行することに決定いたします。

議長 続きまして、申請番号2について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議長 全会一致。

全会一致。よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、発行することに決定いたします

◎議案第12号

議長 続きまして、日程第8、議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者につい

ての証明願い1件について、ご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係 長 それでは、議案第12号につきまして朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第12号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて

生産緑地法第10条の規定による買取り申出する生産緑地につき、同条に規定する農業の主たる従事者についての証明願いについて農業委員会の意見を求める。

令和6年6月26日 東大和市農業委員長 岩田高雄

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請者は、相続人欄に記載されておりますとおりで、被相続人の子であります。

買取申出生産緑地については、向原1丁目にございます畑2筆で合計面積は、560㎡となっております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者のご了解を得て岩田会長、杉本農地部会長、栗原委員、事務局が現地調査を行いました。

①、②の筆では、スイカ、ジャガイモ、トウモロコシ、ショウガ、サツマイモ、ネギ、インゲンを栽培していることを確認いたしました。

以上、生産緑地法第10条の規定による買取申し出する生産緑地につき、同条に規定する農業の主たる従事者についての証明願1件について、ご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議 長 朗読及び説明いたしました。

説明のとおり、本事案は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いです。

本事案は、申請者の母が生前に農業に従事していたかをご判断していただくものです。

生前、申請者の母が営農していたかどうかについて、地区担当員の意見を求めます。

地区担当員から被相続人の農業従事の状況について報告を求めます。

狭山地区担当、真野春男委員。

真野委員 それでは報告いたします。

被相続人については、生前、農業に従事していたことをご報告いたします。

以上でございます。

議 長 地区委員からご意見をいただきました

現地の情報と併せて、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議 長 全会一致。

よって、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明を発行することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上で本日の全ての日程を終了いたしました。

これにて総会を散会といたします。お疲れさまでございました。

(午後 2時37分)

東大和市農業委員会会議規則第22条の規定により署名する。

農 業 委 員 会 長

署 名 委 員

署 名 委 員